

## 現代の救護施設のあり方や対象はいかに語られているのか

### ―審議会等の議事録整理, 並びに社会福祉対象論を手がかりに―

○ 玉葉荘 熊谷 和史 (6256)

キーワード: 救護施設, 専門性, 社会福祉対象論

#### 1. 研究目的

救護施設は心身の著しい障害のため、居宅での生活な困難な者を入所させ生活支援を行う保護施設である。救護施設は全国に182施設あり約1万7千人が入所している。また他の保護施設に比べ施設数が多く、現在も微増を続けている。歴史的に救護施設のあり方は他の社会福祉施策の動向に沿って検討されてきた。そして、現在、全国救護施設協議会（以下、全救協）は地域移行や自立支援を行うこと、生活困窮者自立支援制度への取り組みを行動指針として明示して各施設に実施を要請している。この昨今の救護施設のあり方は2003年の「生活保護におけるあり方に関する専門委員会（以下、あり方専門委員会）」で、全救協の当時の会長が委員会に参画し、保護施設のあり方が議論されたことが発端にある。その後、2008年頃一部の無料低額宿泊所が入居者の生活保護費のなかから不透明な名目で経費を徴収し劣悪な環境におき本人の手元に1万～2万程度しか残らないように搾取する貧困ビジネスが社会問題として注目される（山田2012）。それを契機に生活困窮者への生活支援のあり方や社会福祉施設の役割が改めて問われるようになり、全救協も2012年から各専門部会や検討会（以下、審議会等）に参画している。審議会等の議事録に着目して救護施設のあり方を論じたものは、熊谷（2022）によるありかた専門委員会があるだけである。本発表ではそれ以後の審議会等の議論が、現在の救護施設のあり方や入所者（対象）への援助にどのような影響を与えているかを明らかにすることを研究目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

研究の視点は、救護施設は他の施策や法律によって対応できず、困窮し、社会から排除されてきた人たちを受け入れてきていたことから最後の受け皿と言われてきた。そのため、救護施設のあり方を問うことは、社会福祉の中核的な価値である貧困への対応が問われているといえる。それは入所対象者である生活困窮者をどう捉えてきたのか。社会福祉における対象規定、対象論がもっとも象徴的に問われているといえる。

研究方法は、本発表は文献研究である。2012年以降、全救協が関わった審議会等5本を対象に議事録を整理した。文献はCiNiiやNDL-Opacにて「救護施設」、「無料低額宿泊所」、「社会福祉対象論」などキーワード検索し、「紀要」「研究」など学術機関に限定して収集した。Web上に無い文献は国会図書館複写遠隔サービスを利用した。

#### 3. 倫理的配慮

本発表は日本社会福祉学会の定める研究倫理規程、特に先行研究業績について遵守する。

#### 4. 研究結果

1. 審議会等では無料低額宿泊所と救護施設の比較が多くされていたことから、この二つの施設の位置づけについて図表にて提示し、現況について説明した。また、救護施設の設立に関して、前身が無料宿泊所であったことなど先行文献から明らかにした。
2. 社会福祉対象論について岩田（2001）の①与件としての社会問題、②社会福祉の対象として認識するプロセス、③対象とされた人に注目する視角を参照した。その上で、対象論は対象観→利用者観→援助観→援助方法・技術/施策に密接に結びついている重要な論点であり(田中 2004)、要諦は対象者の現実を理解することであるとした。
3. あり方専門委員会での議論を踏まえた上で、2012年以降の全救協が関わった審議会5つから「救護施設」をキーワードに前後の文脈を加味した上でテキストを抽出し、①関係・連携、②役割・内容、③課題に分けて議論の内容と発言者をリストアップした。その後、より具体的な議論を抽出し、①救護施設のあり方について、②個別支援計画や自立支援、地域移行や相談支援のあり方、③救護施設の課題に整理した。

#### 5. 考察

- ① 今回の審議会等では特に救護施設と無料低額宿泊所との比較によって生活困窮者の生活支援のあり方がより深く議論されていたと考える。これは2003年のあり方専門委員会の議論に無かったことであった。共通して無料低額宿泊所にも障害者や高齢者が多く存在し、どちらも最後の受け皿であり連携していくことが重要であること。社会福祉としての生活困窮者への専門的な関わりは個別支援計画を作成して自立支援を行うことであり無料低額宿泊所でも自立支援への取り組みが求められる。その一方で、居住面積基準は無料低額宿泊所よりも救護施設が低いことが課題であると確認された。
- ② その中で救護施設の入所者はアセスメントによって要求は標準的なニーズに変換され、個別支援計画に落とし込まれ、地域移行や施設内自立を目指すこと（自立支援）が求められている。ここに社会福祉の対象化としてのプロセスを見ることが出来る。しかし、見方を変えれば、入所者は援助者によって非自立者(保護すべき弱者)と位置づけられ、福祉サービスを受ける対象者として客体化されていた(岩田 2001)。個別支援計画による専門性の担保は否定しないが、その手前で援助者は目の前にいる入所者が生活者として歩んできた苦難や悲惨と向き合う事で世の不条理や社会問題のリアリティを学ぶこと。そこから自らの対象観や援助のあり方を問い直すことが肝要であるといえる。

#### 参考文献

- 岩田正美（2001）「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望」『社会福祉研究』80, 27-33.
- 熊谷和史（2022）「自立支援論、並びに救護施設のあり方に関する一考察」『日本社会福祉学会東北部会 第21回研究発表大会要旨集』（青森県立保健大学）、33-34.
- 田中治和（2004）「社会福祉学対象論の基本問題」『東北福祉大学研究紀要』28, 27-40.
- 山田壮志郎（2012）「無料低額宿泊所の現状と生活保護行政の課題」『社会福祉学』53（1）、67-78.